

＜平成24年度薩摩川内市事務事業評価表＞

1 事務事業の位置付け(Plan)							
事務事業名	環境・生態系保全活動支援事業			担当者	林務水産課 江口勝・瀧津俊二		
所管部課名	農林水産部 林務水産課			事業の根拠(根拠法令)			
事業の種類	<input checked="" type="checkbox"/> ソフト事業 <input type="checkbox"/> 建設・整備事業 <input type="checkbox"/> 施設管理 <input type="checkbox"/> 内部管理						
総合計画上の位置づけ	施策の基本方針	政策(章)	地域力を発揮し産業活力を創出するまちづくり	主要施策(節)	水産業の振興		
				施策(項)	漁村地域の振興		
予算科目等	会計	一般会計		款	農林水産業費		
	項	水産業費		目	水産振興費		
	事項	水産振興費		細事項	水産振興費		
事業の概要							
①「鹿児島県藻場。干潟保全対策協議会が、川内市漁協青壮年部の活動に対して補助(補助率100%)を行うため、同協議会へ本市が負担金(国1/2 県1/4 市1/4)を支出する事業 ②磯やけで荒廃した海辺を再生する国の制度事業 ③川内市漁協青壮年部は藻場を再生する取組みを行っている(計画づくり、モニタリング、食害(ウニ)生物の除去、母藻の設置等)							
2 事務事業の実施 (Do)							
事業の内容	対象(誰を、何を対象とする事業か)	保全活動に取組む団体(川内市漁協青壮年部)		事業開始年度		平成22年度	
	手段(市がどのような活動をするか)	・計画の策定指導 ・モニタリングの手法指導 ・活動事業の指導助言		活動指標(市として何をを行うか?)	指標名	・話し合い活動への参加 ・モニタリングへの参加 ・活動事業への参加	
					最終目標値	・計画的な活動	
	意図(どのような目的で事業を行うか)	・稚魚を育む海藻の有無によって将来の生産高は左右される。この事業で藻場を造成することによって魚類の産卵場を作る。また、パッチ網漁(シラス)を営む川内市漁協に青壮年部を設立し、若手に藻場の重要性を認識してもらい、海辺の環境を自らが保全する体制を確立する。		成果指標(活動をした上で、目標となる成果をどのように設定するか?)	指標名	・ウニの密度管理 ・母藻の設置	
最終目標値					・藻場の復活(モニタリング地点の4箇所)		
経費及び指標の推移	項目	単位	平成22年度決算	平成23年度決算	平成24年度予算額	平成25年度見込み	平成26年度見込み
	事務事業費	千円	1,425	1,425	1,432	1,325	1,325
	旅費		43	40	57	30	30
	消耗品		157	140	130	50	50
	燃料費			20	20	20	20
	負担金		1,225	1,225	1,225	1,225	1,225
	要員配置状況	人	0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
	職員		0.40	0.40	0.40	0.40	0.40
	嘱託員 臨時職員等						
	活動指標の推移		計画どおりに進んでいる。	計画どおりに進んでいる。	計画どおりに進んでいる。	計画に基き実施する。	計画に基き実施する。
成果指標の推移		活動初年度で、成果は見られなかった。	成果といえるほどの結果ではなかった。	唐浜で徐々に海藻が増えてきた。	ウニ駆除を行っている4箇所について藻場を造成する。	藻場の造成とともに産卵場としての機能を作る。	
財源内訳	事務事業費	千円	1,425	1,425	1,432	1,325	1,325
	国・県支出金		200	200	100	100	100
	その他						
	一般財源		1,225	1,225	1,225	1,225	1,225

※毎年度、県から市へ事務費として定額(平成23年度予算額は100千円)の歳入がある。

3 事業の視点別評価 (Check)	
妥当性	対象・手段の妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 改善の余地はある <input type="checkbox"/> 妥当でない (上記選択の理由) ・水産資源の回復を図るために必要であり、漁業者が自ら取組むという手段は妥当である。
	市が関与すべき妥当性 <input checked="" type="checkbox"/> 市で実施すべき <input type="checkbox"/> 民間でも可能 <input type="checkbox"/> 民間で実施すべき (上記選択の理由) ・藻場の復元は水産資源の増加につながり、水揚げを維持するためにも市が関与すべきである。 ・壮青年部の育成及び藻場の造成のいずれも市の関与すべき事項である。
効率性	事業費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) ・国の基準に基づき実施しており削減の余地はない。
	人件費の削減余地 <input type="checkbox"/> 削減余地がある <input checked="" type="checkbox"/> 削減余地はない (上記選択の理由) ・協議会とのやりとり、事業主体への指導や助言を行っており、削減の余地がないのが現状である。
有効性	成果の達成度 <input type="checkbox"/> かなり高い <input checked="" type="checkbox"/> やや高い <input type="checkbox"/> 低い ・川内市漁協壮青年部が活発に活動しており、成果として、藻場の復活が期待できる。
	成果の向上余地 <input type="checkbox"/> かなりある <input checked="" type="checkbox"/> ある程度ある <input type="checkbox"/> ほとんどない (上記選択の理由) ・平成24年5月現在の藻場繁茂状況を見ると明らかに増えている。
4 事業の改革・改善の方向性 (Action)	
内部評価 (一次)	内部評価結果
	今後の改革の方向性 <input checked="" type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止
	上記方向の理由 ・水産資源の回復は、これからの水産業を左右する重要事項なので今後も続ける。また、漁業者が水産資源を守ることの重要性に対する意識の向上を図るうえからも事業の継続は必要である。
	改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画 ・この事業は、平成26年度で終了見込みである。以後の活動をどう継続していくかが課題である。
外部評価 (二次)	外部評価結果
	事業の視点別評価 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い
	今後の改革の方向性 <input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止 外部評価結果のまとめ

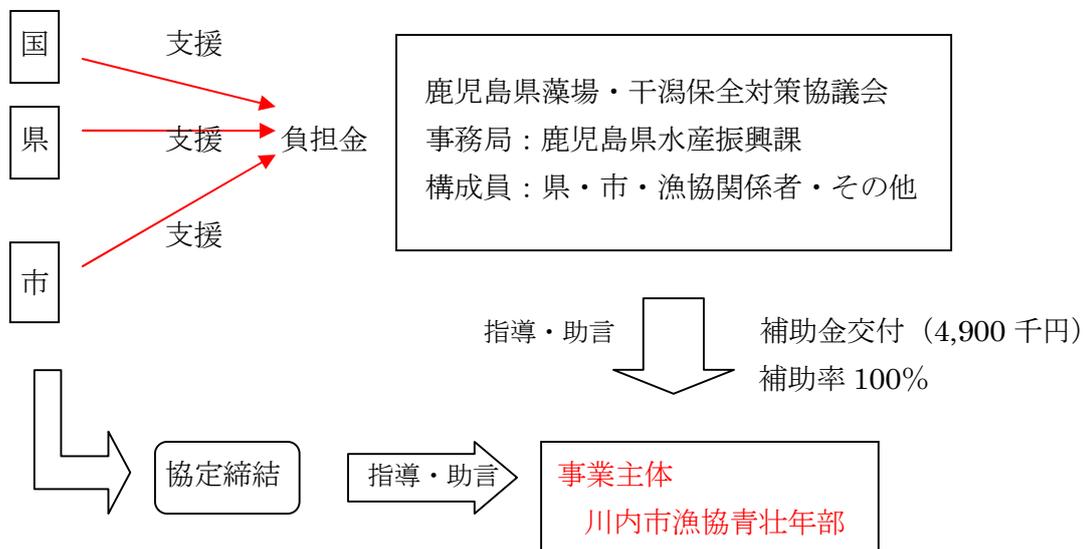
環境・生態系保全活動支援事業補足資料

1. 事業内容

藻場など優れた環境・生態系は、水産資源の保護・培養に重要な役割を果たすだけでなく、水質浄化などの公益的機能も有しており社会の共通資源であり、その効果は地域や住民に広く及んでいる。

近年、各地の藻場が減少するかなで、環境・生態系保全活動支援事業は、漁業者や地域住民などが行う藻場・干潟などの保全活動を支援する制度として、平成 21 年度に新たに創設された。

2. 事業主体及び補助金の流れ



3. 補助対象経費

活動の内容として、①計画づくり②モニタリング③保全活動（ウニ駆除・母藻の設置・海岸清掃等）があり、地域の実情に即した取り組みを行っている。

(1) 計画づくり 400 千円 (2) モニタリング 500 千円

(3) 保全活動

・母藻の設置 1,000 千円 ・食害生物の除去 1,500 千円
・浮遊、堆積物の除去 1,500 千円 事業費合計 4,900 千円

4. 負担率

事業費 ・国 (1/2) 4,900 千円×1/2=2,450 千円
 ・県 (1/4) 4,900 千円×1/4=1,225 千円
 ・市 (1/4) 4,900 千円×1/4=1,225 千円

5. 実施状況

項目	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度計画
計画づくり	10 日 延べ 126 人	12 日 延べ 86 人	10 日 30 人
モニタリング	5 日 延べ 23 人	3 日 延べ 25 人	5 日 60 日
保全活動	9 日 延べ 218 人	13 日 延べ 211 人	12 日 240 人

6. 取組状況



参加状況



ウニの繁殖状況



駆除の状況



再生の状況



海岸清掃の状況



回収ゴミの状況

鹿児島県藻場・干潟保全対策協議会規約

平成21年8月27日制定

平成22年5月25日改正

平成23年7月8日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、鹿児島県藻場・干潟保全対策協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務所)

第2条 協議会は、主たる事務所を鹿児島県漁業協同組合連合会総務指導室（鹿児島市鴨池新町11-1 水産会館内）、鹿児島県商工労働水産部水産振興課（鹿児島市鴨池新町10-1 鹿児島県庁内）に置く。

(目的)

第3条 協議会は、水産資源の保護・培養や水質浄化等の公益的機能の発揮を支える藻場・干潟等の機能の維持・回復を図るため、漁業者や地域の住民が行う効果の高い環境・生態系保全活動の推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 環境・生態系保全活動支援事業に関する事。
- (2) 環境・生態系保全活動支援協議会運営事業に関する事。
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事。

2 協議会は、前項第2号に関する事務の一部を委託して実施することができる。

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 鹿児島県商工労働水産部
- (2) 鹿児島県漁業協同組合連合会
- (3) 公益財団法人かごしま豊かな海づくり協会
- (4) 環境・生態系保全活動を実施する活動組織が在する市町村
- (5) 鹿児島大学水産学部における藻場・干潟等を専門とする教授等

(届出)

第6条 会員は、その氏名又は住所（会員が団体の場合には、その名称、所在地又は代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく協議会にその旨を届け出なければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の仕事)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。

3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、5年間とする。

2 補欠又は増員による仕事は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(仕事満了又は辞任の場合)

第10条 役員は、その仕事満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の仕事)

第11条 協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を仕事させることができる。この場合において、協議会は、その総会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の仕事)

第12条 役員は、無報酬とする。

2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種別等)

第13条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年度1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
 - (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

第14条 前条第4項第一号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
- (2) 年度事業報告及び収支決算に関すること。
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- (4) 環境・生態系保全活動支援事業の実施に関すること。
- (5) 環境・生態系保全活動支援協議会運営事業の実施に関すること。
- (6) その他協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 協議会規約の変更
- (2) 協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による議決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに協議会に到達しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
 - (1) 開催日時及び開催場所
 - (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
 - (3) 議案
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちから、その総会において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかななければならない。

第5章 幹事会

(協議会の会員)

第20条 協議会は、次の各号に掲げるものをもって組織する。

- (1) 鹿児島県漁業協同組合連合会総務指導室
 - (2) 鹿児島県商工労働水産部水産振興課
 - (3) 鹿児島県水産技術開発センター
 - (4) 環境・生態系保全活動を実施する活動組織が在する市町村水産主務課
- 3 幹事長は鹿児島県漁業協同組合連合会常務理事とする。
 - 4 幹事会は、必要に応じ幹事長が招集する。

(幹事会の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、幹事会において協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関すること。
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関すること。
 - (3) その他幹事会において必要と認めた事項に関すること。
- 2 幹事会において、前項第一号にあっては総会開催の直前に、第二号及び第三号にあっては必要に応じて協議する。

第6章 事務局

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、事務局を置く。

- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
 - (1) 鹿児島県商工労働水産部水産振興課
 - (2) 鹿児島県漁業協同組合連合会総務指導室
- 3 前項の事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 協議会は、業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 事務処理規程
- (2) 会計処理規程
- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6) その他幹事会において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第24条 協議会は、第2条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- (1) 協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第7章 会計

(事業年度)

第25条 協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資金)

第26条 協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 環境・生態系保全活動支援事業の交付金
- (2) 国からの交付金と一体的に交付される地方公共団体からの交付金
- (3) 環境・生態系保全活動支援協議会運営事業の交付金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第27条 協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第28条 協議会の事務に要する経費は、第26条第1項第三号の環境・生態系保全活動支援協議会運営事業の交付金及び同条第4号のその他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の事務に要する経費は、第26条第1項第1号及び第2号の資金から支弁してはならない。

(年度事業計画及び収支予算)

第29条 協議会の年度事業計画及び収支予算は、会長が作成し、幹事会の承認を得た後、総会の議決を得なければならない。

(監査等)

第30条 会長は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

(報告)

第31条 会長は、環境・生態系保全対策実施要領（平成21年4月1日20水港第2567号農林水産事務次官依命通知。以下「要領」という。）その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を水産庁長官に提出しなければならない。

- (1) 当該年度の年度事業報告書及び次年度の年度事業計画書

(2) 当該年度の正味財産増減計算書及び財産目録及び貸借対照表

(3) 当該年度の収支計算書及び次年度の収支予算書

第8章 協議会規約等の変更，解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約を変更した場合は，水産庁長官の承認を受けなければならない。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合には，会長は，遅滞なく水産庁長官に届け出なければならない。

(事業終了後及び協議会が解散した場合の残余財産の処分)

第34条 第4条第1項第1号，第2号及び第3号の事業が終了した場合及び協議会が解散した場合において，その債務を弁済して，なお残余財産があるときは，国費相当額及びその運用益にあつては要領に基づき水産庁長官に返還するとともに，同条第1項第1号及び第2号の事業に係る地方公共団体からの交付相当額及びその運用益にあつては，当該地方公共団体に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については，総会の議決を経て協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第9章 雑則

(細則)

第35条 要領その他この規約に定めるもののほか，協議会の事務の運営上必要な細則は，幹事会の承認を得た後，会長が別に定める。

附 則

- 1 この規約は，平成21年8月27日から施行する。
- 2 協議会の設立初年度の役員を選任については，第7条第2項中「総会」とあるのは，「設立総会」と読み替えるものとし，その任期については，第9条第1項の規定にかかわらず，平成26年3月31日までとする。
- 3 協議会の設立初年度の事業計画及び予算の議決については，第29条中「総会」とあるのは，「設立総会」と読み替えるものとする。
- 4 本協議会の設立初年度の会計年度については，第25条の規定にかかわらず，この規約の施行の日から平成22年3月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は，平成22年5月25日から施行する。
- 1 この規約は，平成23年7月8日から施行する。

鹿児島県藻場・干潟保全対策協議会 会員名簿

(平成24年3月現在)

区分	団体等の名称	住 所	備考
会 員	鹿児島県漁業協同組合連合会	鹿児島市鴨池新町11-1	会 長
会 員	鹿児島県商工労働水産部	鹿児島市鴨池新町10-1	副会長
会 員	かごしま豊かな海づくり協会	垂水市柊原3551	監 事
会 員	阿久根市	阿久根市鶴見町200	監 事
会 員	いちき串木野市	いちき串木野市昭和通133-1	
会 員	指宿市	指宿市十町2424	
会 員	鹿屋市	鹿屋市共栄町20-1	
会 員	錦江町	肝属郡錦江町城元963	
会 員	肝付町	肝属郡肝付町新富98	
会 員	長島町	出水郡長島町鷹巣1875-11	
会 員	出水市	出水市緑町1-3	
会 員	薩摩川内市	薩摩川内市神田町3-22	
会 員	枕崎市	枕崎市千代田町27	
会 員	始良市	始良市宮島町25	
会 員	霧島市	霧島市国分中央3-45-1	
会 員	垂水市	垂水市上町114	
会 員	鹿児島大学水産学部 准教授 寺田竜太	鹿児島市下荒田4丁目50-20	
会 員	鹿児島大学水産学部 准教授 山本智子	鹿児島市下荒田4丁目50-20	

平成23年度活動

※活動内容:計画づくり(話し合い、計画策定・進行管理、普及啓発)・モニタリング(現状把握、効果調査)・保全活動

※対象資源ごとの保全活動の活動項目(年次計画届出による必須項目)

対象資源	市町	活動組織名	保 全 活 動				
			1項目	2項目	3項目	4項目	5項目
			活動項目	活動項目	活動項目	活動項目	活動項目
藻 場	出水市	出水地域藻場・潟保全会	母藻の設置				
	長島町	長島グリーンベルトプロジェクト	ウニの密度管理				
	阿久根市	阿久根地域活動組織	ウニの密度管理				
	薩摩川内市	川内市漁協青年部	海藻の種苗投入	食害生物の除去(ウニ類)	浮遊・堆積物の除去		
	いちき串木野市	いちき串木野市藻場造成グループ	母藻の設置	アマモの移植及び播種	食害生物の除去(ウニ類)		
	枕崎市	枕崎の海を守る会	母藻の設置				
	指宿市	山川地区藻場保全会	母藻の設置	海藻の種苗投入	浮遊・堆積物の除去		
	指宿市	指宿地区藻場保全会	母藻の設置	食害生物の除去(ウニ類)	浮遊・堆積物の除去	海藻の種苗投入	
	始良市	あいら藻場・干潟再生協議会	アマモの移植及び播種				
	霧島市	きりしま藻場・干潟守り隊	アマモの移植及び播種				
	鹿屋市	アマモ会	海藻の種苗投入	食害生物の除去(ウニ類)			
	錦江町	大根占海縁隊	アマモの移植及び播種	食害生物の除去(ウニ類)			
	肝付町	内之浦藻場保全会	海藻の種苗投入	食害生物の除去(ウニ類)			
	肝付町	高山藻場保全会	母藻の設置	食害生物の除去(ウニ類)	海藻の種苗投入		
	垂水市	垂水市漁協藻場保全協議会	アマモの移植及び播種	食害生物の除去(ウニ類)			
	干潟	始良市	あいら藻場・干潟再生協議会	耕うん	機能低下を招く生物除去(魚類)	機能発揮のための生物移植	稚貝等の沈着、促進
霧島市		きりしま藻場・干潟守り隊	機能発揮のための生物移植				
浅場	出水市	出水地域藻場・潟保全会	耕うん				
サンゴ礁	枕崎市	枕崎の海を守る会	食害生物の除去				

平成22年度までの 環境・生態系保全活動支援事業による国から地域協議会への交付額 83,700千円 平成22年度末国庫交付金分残高 30,600千円

恵み豊かな「うみ」を 未来にうけつぐために



環境・生態系保全対策

～浜の人たちが中心となって取組む
藻場・干潟等の保全活動～

●藻場・干潟等の保全活動の重要性

私たちは、藻場、干潟、浅場、ヨシ帯、サンゴ礁から多くの恵みを受けています。

水をキレイにする

卵を産む場所を提供する

小さな生き物をまもる

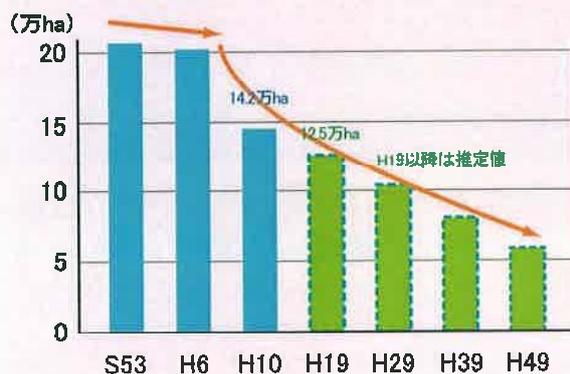
レクリエーションの場を提供する



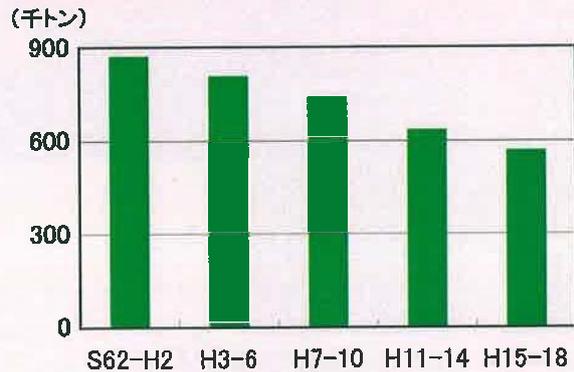
藻場で育つ稚魚

しかし、藻場・干潟の減少や、機能の低下がみられています。

藻場・干潟の現状



藻場の面積が減少しています。



藻場・干潟で生活する水産資源の漁獲量は減少しています。

浜の人たちは、これまでいろいろな取り組みを通じ、藻場・干潟をまもってきましたが、環境の変化などにより、その取組が困難になってきています。



アサリを食いつくすナルトビエイ



ウニが海藻を食べ過ぎて磯焼けが起きたり、干潟にはナルトビエイが現れてアサリを食いつくすし…。

現場の声

でも、漁師仲間が減ったり、歳をとってきたり、これ以上私らだけでは守りきれない…。

このままでは、水が汚れ、魚や貝もいなくなってしまうです。

この恵み豊かな「うみ」を
私たちは守っていくことが必要です。

環境・生態系保全対策は、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を行う組織の取組を支援します。

環境・生態系保全活動支援事業

○藻場・干潟等の維持・管理等の環境・生態系の保全活動を行う組織に対して交付金を交付します。

- 目 標 藻場:12.5万haの維持・回復
- 干潟:4.8万haの機能の維持・回復

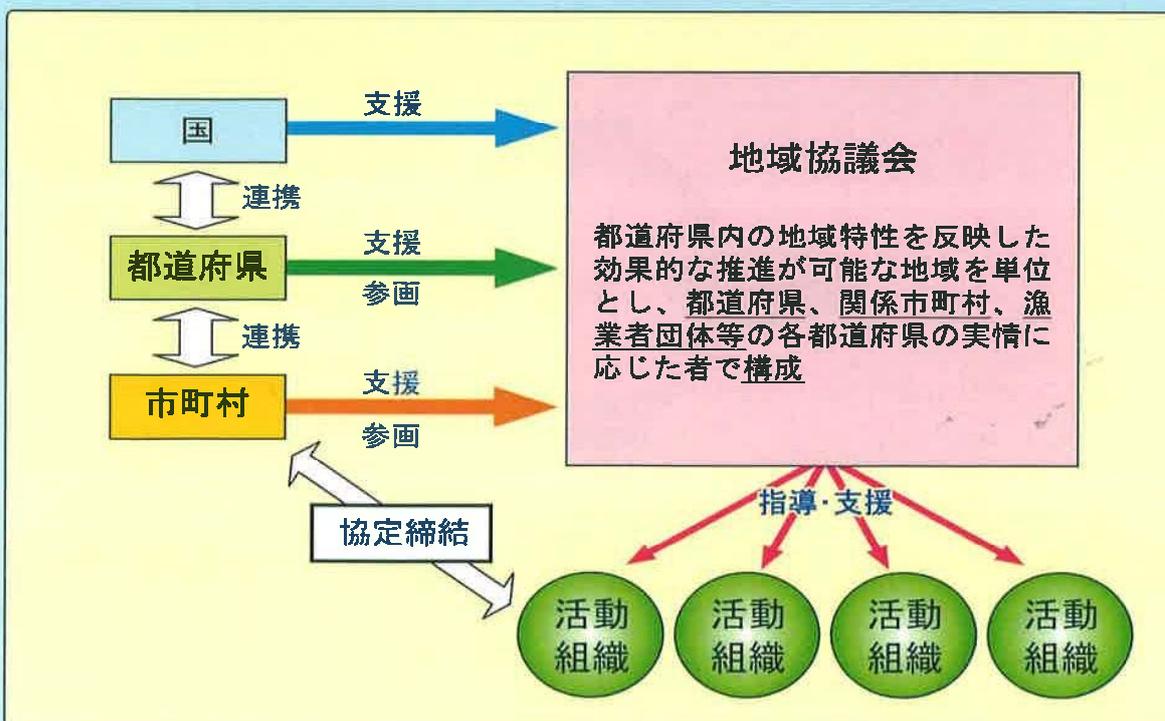


アマモの移植



干潟の耕うん

行政機関や各種団体が参画した「**地域協議会**」が活動組織を支援します。国、地方はそれぞれの役割分担に応じ、連携して地域協議会を支援します。

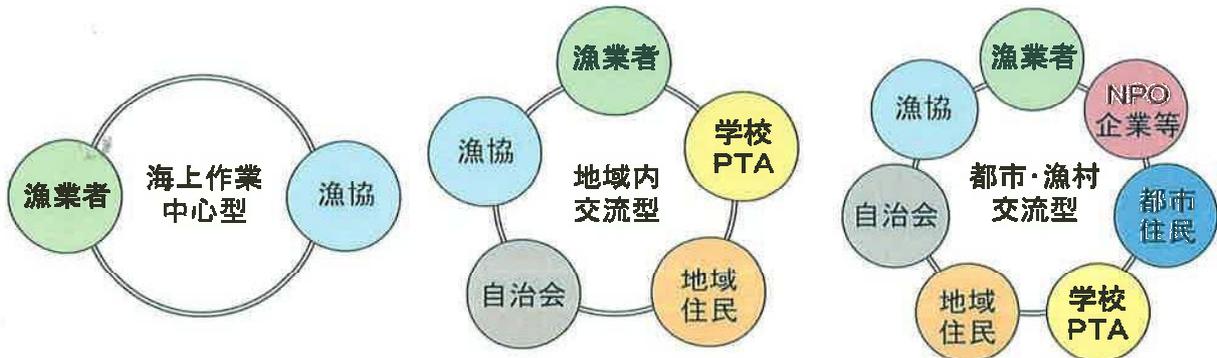


●保全活動の支援のしくみ

① 活動組織と規約の作成

浜の人たちが中心となって参加する活動組織を作ります。

活動組織の構成例



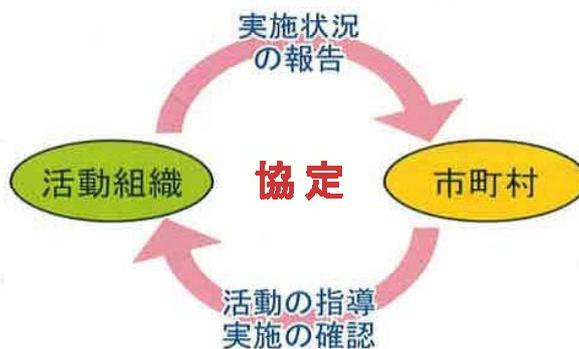
② 活動計画の作成

地域協議会の策定する地域活動指針を目安に活動計画を作ります。

各活動組織の活動内容は、「計画づくり」、「モニタリング」、「保全活動」により構成されます。

③ 協定の締結

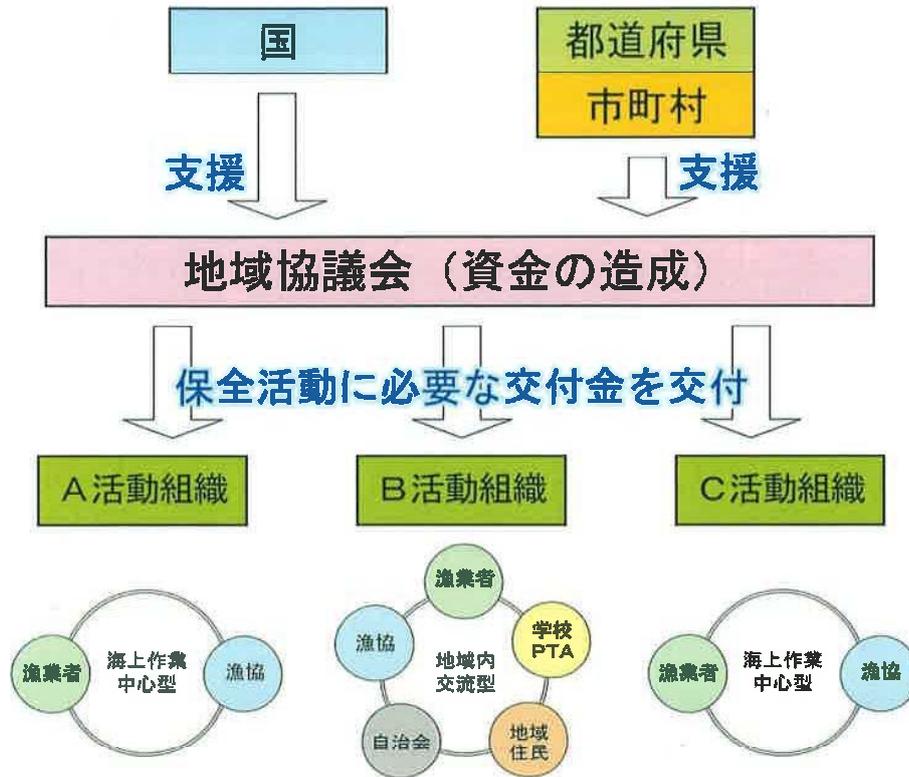
活動組織と市町村で保全活動の取組についての協定を締結します。



④ 保全活動の採択・交付金の交付

地域協議会に保全活動の採択の申請を行い、その承認後、交付申請を行います。その後、交付金が交付されます。

保全活動支援の流れ



一つの活動組織に対する交付額の算定例

国と地方公共団体が一体的に交付します。

① 計画づくり **40万円**

+

② モニタリング **40万円～330万円**

※対象とする資源や面積により異なります。

+

③ 保全活動

保全活動の交付額 = 1 活動項目当りの交付額 × 活動項目数

※1 1 活動項目当りの交付額は100万円～350万円です。
対象とする資源や活動内容により異なります。

※2 活動項目は最大5項目までの実施が可能です。

●保全活動の取組

保全活動は、地域みなさんが共同で活動するものであり、目的に応じ、活動の内容も多様です。

～ 保全活動の一例 ～

藻場



アマモの移植



食害生物の除去 (ウニ)



流域における植林

干潟



砂泥の移動防止のための網設置



食害生物の除去 (ツメタガイ)



浮遊・堆積物の除去

浅場



浅場の耕うん

ヨシ帯



ヨシの移植

サンゴ礁



食害生物の除去 (オニヒトデ)

保全活動の取組により、
藻場・干潟の保全・回復につながった事例を紹介します。

藻場の事例 鹿児島県指宿岩本地区

かつて広く形成された藻場（ガラモ場）が沿岸の透明度の減少、ウニの食害によりほぼ壊滅（平成12年）



ノリ網に取り付けられた母藻



ウニの駆除

保全活動

＜保全活動の内容＞

漁協による取組（平成13～16年）

■海藻の着生基盤（石）の投入や母藻供給

さらに鹿児島県水産技術センター、水産高校生との共同による取組（平成17年～）

■母藻の供給とウニの駆除を併用

■周囲2haの範囲に藻場の再生が見られるようになる

■産卵期に藻場に集まるアオリイカの漁獲量が回復



母藻供給・ウニ駆除後の藻場再生の様子

写真提供 鹿児島県水産技術センター

干潟の事例 熊本県松尾地区

干潟におけるアサリの漁獲量は低迷（平成9年以前）



漁場内の砂や稚貝の流出を防ぐための被覆網の設置

保全活動

＜保全活動の内容＞

平成9年から漁獲量規制等の資源管理と合わせ、漁業者による干潟維持・管理の取組が始まる。

■竹柴設置（稚貝定着）

■ノリ網被覆（砂移動・稚貝流出防止）

■害敵生物（ナルトビエイ）の駆除

■干潟底質維持（砂散布）

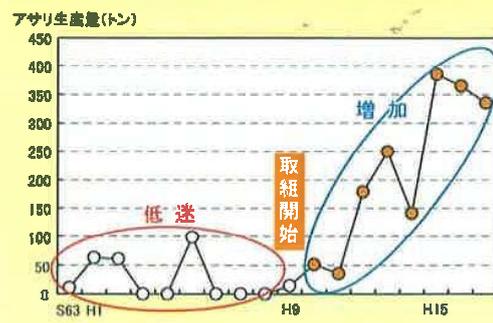


竹柴の設置（稚貝定着）



駆除されたナルトビエイ

■干潟の機能が回復（アサリ漁獲量の増加）





鹿児島県林務水産部水産振興課普及係

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL : 099-286-3437

FAX : 099-286-5613

水産庁 漁港漁場整備部 計画課

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1

TEL : 03-3501-3082

FAX : 03-3581-0326

○視点別評価

委員名

視点	事務事業を評価する際の着眼点
妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施の対象・手段は適切か ・市民ニーズを反映しているか（ニーズが薄れていないか） ・国や県、他の課の事務事業と重複または類似していないか ・民間で実施する方が、より成果や効率性が高まらないか ・すでに期待した目的を達成した事業ではないか ・社会情勢の変化による目的や対象・手段について見直しの余地はないか
効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・更なるコスト削減が図れないか ・費用対効果は適切か ・従事職員数は適切か ・他の実施主体を活用し、コスト削減が図れないか ・整理・統合できる事業はないか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> ・目的に沿って期待通りの成果があるか ・事業継続により成果の向上が期待できるか ・コストに対し、十分な成果があがっているか
事業の視点別評価	<ul style="list-style-type: none"> ■ 妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い ■ 効率性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い ■ 有効性 ⇒ <input type="checkbox"/> 高い <input type="checkbox"/> 低い

○評価区分

区分	評価の理由	チェック		
現状のまま継続	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や実施方法が適切である ・事業規模（予算）が適切である 			
見直しの上で継続	拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（予算）を拡大すべきである ・対象範囲を見直す必要がある 		
	統合	<ul style="list-style-type: none"> ・他の事務事業と統合すべきである 		
	手段の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や実施手法を見直す必要がある ・業務処理の効率化を図るべきである ・民間で実施した方が効果的・効率的である ・市民ニーズの再把握が必要である 		
		移管	<ul style="list-style-type: none"> ・他の課・部署へ移管すべきである 	
		縮小	<ul style="list-style-type: none"> ・事業規模（予算）を縮小すべきである ・対象範囲を見直す必要がある 	
	休止	<ul style="list-style-type: none"> ・目的の達成状況、社会情勢の変化から、事業実施の必要性・緊急性がない又は低い。 		
廃止	<ul style="list-style-type: none"> ・市で実施する妥当性がない ・目的の達成手段として不適切である ・事業効果がない又は低い ・実施の必要性がない又は低い ・他の事業と重複している 			
今後の改革の方向性	<input type="checkbox"/> 現状のまま継続 <input type="checkbox"/> 見直しの上で継続 ⇒ 今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input type="checkbox"/> 他の事業と統合 <input type="checkbox"/> 手段の改善 <input type="checkbox"/> 移管 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 廃止			



外部評価結果のまとめ（行政改革推進委員会の意見）	
■評価■（今後の改革の方向性）	
■付記する意見■	